

君津市高速バス通学費補助金の手引き

(令和7年度版)



君津市企画政策部企画調整課

(令和7年3月作成)

目次

1 概要	1
2 補助内容	1
(1) 補助金額	1
(2) 補助対象者	1
(3) 補助対象の高速バス定期券	2
3 申請方法	2
(1) 事前申込	2
(2) 利用登録申請	3
(3) 交付申請及び交付請求	4
4 年間実績報告	5
(1) 報告方法	5
(2) 報告期間	5
5 よくある質問	5

1 概要

若者世代が県外の大学等へ進学する際の多様な通学手段を確保し、市外への転出抑制及び定住促進のため、高速バス定期券を利用して県外の大学等へ通学する学生に対し、高速バス定期券の購入額の一部を補助します。

2 補助内容

(1) 補助金額

補助金の額は、下記のいずれか少ない額となります(1,000円未満の端数は切り捨て)

- ・高速バス定期券の購入額に2分の1を乗じて得た額
- ・月額当たり20,000円

補助金算定の例

①「君津・東京線」で、「君津駅南口」から「バスターミナル東京八重洲」区間の1か月分の通学定期券を購入した場合

- A 定期券代43,200円×2分の1=21,600円
 - B ひと月上限20,000円×1か月=20,000円
- A>Bとなることから、補助金の額は20,000円
(自己負担となる額は、43,200円-20,000円=23,200円)

②「木更津・横浜線」で、「木更津駅東口」から「横浜駅東口」区間の3か月分の通学定期券を購入した場合

- A 定期券代100,040円×2分の1=50,020円
 - B ひと月上限20,000円×3ヶ月=60,000円
- A<Bとなることから、補助金の額は50,000円(千円未満は切り捨て)
(自己負担となる額は、100,040円-50,000円=50,040円)

(2) 補助対象者

次のいずれの要件にも該当する方が補助金の交付対象者となります。

- (1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 当該年度の4月2日時点における年齢が18歳以上30歳未満であること。
- (3) 県外の大学等に在学し、高速バス定期券を利用して通学すること(大学等が定める修業年限を経過した者を除く)。
- (4) 本人及び本人と同一の世帯に属する者に市税の滞納がないこと。

大学等

学校教育法に定める大学(専門職大学、大学院、専門職大学院、短期大学、専門職短期大学を含む)、高等専門学校、専修学校(一般課程を除く)、または各種学校

(3) 補助対象の高速バス定期券

対象路線

- ・君津・東京線、君津・新宿線、鴨川・東京線、館山・新宿線、館山・羽田・横浜線、君津・羽田空港線の通学定期券で、原則として乗車区間に市内の停留所が記載されているもの
- ・木更津・横浜線の通学定期券

対象期間

高速バス定期券の通用期間が下記のもものが対象となります。
令和7年4月1日(火曜日)から令和8年3月31日(火曜日)まで



3 申請方法

(1) 事前申込

補助金利用者は公募により決定します。
下記のとおり申込期間内に事前申込を行ってください。

申込方法

【LoGo フォーム】令和7年度君津市高速バス通学費補助金 事前申込

<https://logoform.jp/form/Tpmw/852643>



申込期間

令和7年3月1日(土曜日)から令和7年3月14日(金曜日)まで

留意事項

・事前申込がされていない場合は、次項の利用登録手続きはできません。

(2) 利用登録申請

事前申込後、市から補助金利用者として決定された旨の連絡を受けたら、下記のとおり申込期間内に利用登録申請を行ってください。

利用登録申請後、内容を審査のうえ、利用登録の可否を決定して正式に通知します。

提出書類

- (1) 利用登録申請書(第1号様式)
- (2) 在学証明書

提出期間

令和7年4月1日(火曜日)から令和7年4月18日(金曜日)まで

提出先

〒299-1192 君津市久保2丁目13番1号

君津市役所企画調整課 高速バス通学費補助金担当 宛

留意事項

- ・在学証明書は、原本を提出してください(在学証明書の写しや学生証の写しは不可)。
- ・利用登録申請書の同意書には、住民票に記載されているすべての世帯員の署名・押印が必要です。シャチハタは不可、朱肉で押印ください。また、消えるボールペンは使用しないでください。
- ・利用登録決定がされていない場合、次項の交付申請手続きはできません。

(3) 交付申請及び交付請求

補助対象者(学生)からの申請に基づき、補助金を交付します。下記のとおり書類一式を提出してください。
別途、チェックリスト(利用登録決定者へ送付)を作成していますので、提出前に必ずご確認ください。

提出書類

(1) 交付申請書(第3号様式)

(2) 交付請求書(第5号様式)

- ・シャチハタは不可、朱肉で押印ください。
- ・交付請求書は、交付申請ごとに必要です。



(3) 高速バス定期券の写し

- ・定期券の写しを取り忘れるケースが見受けられるため、購入後、速やかにコピー・写真に撮ることを推奨します。
- ・スマホ定期券の場合は、定期券情報が分かる画面のスクリーンショット等を提出してください。

(4) 学生証の写し

(5) 定期券使用完了報告書

・高速バス定期券の使用完了後、定期券販売窓口へ使用済定期券の返却と併せ、返却確認を受けてください。本報告書への返却確認を失念するケースがあるため十分に注意してください。



・スマホ定期券の場合は、「バス会社使用欄」を空欄で提出してください。

(6) *振込先口座の確認書類の写し

・初回の交付申請時のみ添付してください(通帳やキャッシュカード等)。

(7) *確約書

・令和8年3月31日を超える定期券の場合のみ、上記の「(5)定期券使用完了報告書」の代わりに提出してください(例:令和8年3月10日から4月9日までの1か月定期券)。

提出期限

令和8年3月31日(火曜日)まで

提出先

〒299-1192 君津市久保2丁目13番1号
君津市役所企画調整課 高速バス通学費補助金担当 宛

注意事項

・上記の提出期限までに提出されなかった交付申請は、補助の対象外となります。

4 年間実績報告

年度内に参加した市内イベントや地域活動、自身の SNS 等で発信した君津の魅力等について、下記の報告フォームから報告してください。

(1) 報告方法

【LoGo フォーム】令和7年度君津市高速バス通学費補助金 年間実績報告

<https://logoform.jp/form/Tpmw/912264>



(2) 報告期間

令和8年3月1日(日曜日)から令和8年3月31日(火曜日)まで

5 よくある質問

Q1 本補助金に係る書類の申請者は、学生か保護者のどちらになるか。

A1 学生本人です。本補助金は、県外の大学等に在学し、高速バス定期券を利用して通学する学生本人が対象となります。

Q2 高速バス定期券ではなく回数券は対象となるか。

A2 対象外です。本補助金の対象は、高速バス定期券のみとなります。

Q3 各種申請様式はどこから入手できるか。

A3 君津市HP内、君津市高速バス通学費補助金のページからダウンロードしてください。

<https://www.city.kimitsu.lg.jp/soshiki/7/29504.html>

Q4 利用登録申請書の同意書で署名・押印が必要な「世帯員」とは、同居している家族でよいか。

A4 同居している家族ではなく、「住民票」上の同一世帯員です。署名・押印が漏れている世帯員がないよう、提出前に必ずご確認ください。

Q5 利用登録決定後、在学状況や定期券の使用路線や区間に変更が生じた場合はどうしたらよいか。

A5 変更が生じた場合、君津市企画調整課まで速やかにご連絡ください。

Q6 利用登録決定がされる前に購入した高速バス定期券は、補助金の対象となるか。

A6 対象となります。ただし、利用登録申請後の審査を経て、利用登録却下となった場合は補助金の対象となりません。

Q7 通用期間が令和7年4月1日より前が含まれる高速バス定期券の取り扱いはどうなるか。

A7 令和7年度は、通用期間が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの高速バス定期券が補助対象となります。定期券の通用期間が、上記の期間外にまたがる場合は、対象期間分を日割計算にて補助します。

Q8 交付申請の手続きは、定期券の使用完了ごとに行ってもよいか。

A8 定期券の使用完了ごとでも、年度末に複数月の定期券を一括でも、どちらでも構いません。

Q9 交付申請の手続きから補助金の振込までどれぐらい時間がかかるか。

A9 概ね1か月～2か月の時間をいただきます。

Q10 スマホ定期券を使用する場合、交付申請に必要な高速バス定期券の写しはどうしたらよいか。

A10 定期券情報が分かる画面のスクリーンショット等を提出してください。

Q11 諸々の申請手続きに必要な書類の提出は、郵送のみに限られるか。

A11 郵送による提出のほか、君津市役所7階の君津市企画調整課の窓口へ持参により提出でも構いません。